

平成 24 年度からスタートします！

北海道立美術館キャンパス・パートナーシップ制度

Q 北海道立美術館キャンパス・パートナーシップ制度とはどのような制度ですか？

A あらかじめ大学等が道立美術館に申請し、年間観覧料を支払うことで、在籍する学生が観覧料を負担することなく、常設展示の観覧等ができる制度です。

北海道立美術館
(パートナー館)

北海道立近代美術館(北海道立三岸好太郎美術館を含む)、北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館、北海道立帯広美術館

申請資格

大学、短大、高等専門学校、専修学校のほか、高等学校卒業程度を入学資格とする学校で道立美術館長が認めるもの(学校単位での申込を基本としますが、パートナー館が認めた場合、分校や学部単位等でも申請できます。)

※ 北海道立美術館条例第4条第2項、北海道立美術館条例施行規則第3条

受けられる措置

- ① 承認を受けた大学等(メンバー校)に在籍する学生等のパートナー館での常設展示の観覧
- ② 学生等のパートナー館での特別展示の特別料金による観覧(パートナー館単独で主催する場合に限りです。)
- ③ 学生等の団体利用(10名以上)に対する展示解説
- ④ パートナー館の発行する刊行物等の提供 など

※ 学生等には、大学院生、通信制課程、科目履修生、研究生等を含むことができます。

申請方法

年間観覧料申請書(北海道立美術館利用規則第1号様式)に、学生証の見本(カラーコピー可)及び学校基本調査(申込直近のもの)の在籍者数が明記された部分の写しを添付し、希望する道立美術館に提出してください。

年間観覧料

① 北海道立近代美術館

区 分	年間観覧料	月割額
学生の数が500人未満の大学等	70,000円	6,000円
学生の数が500人以上1,000人未満の大学等	110,000円	10,000円
学生の数が1,000人以上2,000人未満の大学等	180,000円	15,000円
学生の数が2,000人以上4,000人未満の大学等	270,000円	23,000円
学生の数が4,000人以上の大学等	370,000円	31,000円

② 北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館又は北海道立帯広美術館

区 分	年間観覧料	月割額
学生の数が500人未満の大学等	20,000円	2,000円
学生の数が500人以上1,000人未満の大学等	30,000円	3,000円
学生の数が1,000人以上2,000人未満の大学等	50,000円	5,000円
学生の数が2,000人以上4,000人未満の大学等	70,000円	6,000円
学生の数が4,000人以上の大学等	100,000円	9,000円

※ 年間観覧料とは、4月1日から翌年3月31日までの間の常設展示の観覧に係る料金をいい、大学等がその期間の中途において年間観覧料を納める場合のその額は、この表に定める月割額にその納付の日の属する月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額となります。

年度中途でも
申請できます

【問い合わせ先】

北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課博物館グループ 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 TEL 011-204-5747

【申請先】

北海道立近代美術館	〒060-0001	札幌市中央区北1条西17丁目	TEL 011-644-6881	FAX 011-644-6885
(北海道立三岸好太郎美術館)	〒060-0002	札幌市中央区北2条西15丁目	TEL 011-644-8901	FAX 011-644-8902
北海道立旭川美術館	〒070-0044	旭川市常磐公園内	TEL 0166-25-2577	FAX 0166-25-2539
北海道立函館美術館	〒040-0001	函館市五稜郭町37-6	TEL 0138-56-6311	FAX 0138-56-6381
北海道立帯広美術館	〒080-0846	帯広市緑ヶ丘2 緑ヶ丘公園	TEL 0155-22-6963	FAX 0155-22-4233